

等級格付を行う工種としての解体工事業の追加について

平成 29 年 4 月 26 日

秋田県建設部建設政策課

1 経緯・現状

(1) 許可工種としての解体工事業の追加

- ・ 従来、一定規模以上の解体工事を請け負うときは、建設業法に基づく「とび・土工工事業の許可」が必要とされていた。
- ・ 国は、インフラの維持更新時代の到来という社会経済情勢の変化に対応した適正な施工体制の確保が急務であるとして建設業の許可に係る業種区分を見直すこととし、解体工事に係る許可を「とび・土工工事業」から分離し、新たに「解体工事業」の区分を設ける法改正を行った（平成 28 年 6 月施行）。

(2) 公共工事発注者が設定する入札参加資格の状況

- ・ 一般的に、国・都道府県・市町村等の公共工事発注者は、建設業法上の許可工種（解体工事業を含めて 29 工種）を基本として、それぞれ独自の入札参加資格制度（いわゆる「等級格付」）を設けているが、発注量や品質確保等を総合的に勘案して一部の許可工種について等級格付を行っている発注者が多く、本県の場合是一般土木工事、建築一式工事など 14 工種について等級格付している。
- ・ 昨年 6 月の改正建設業法施行を契機として、公共工事発注者の中には、解体工事業に対応する新たな等級格付やそれに準じる登録制度を導入しようとする動きがあり、本県においても、建設業団体等の意見も聞きながら、解体工事に係る等級格付のあり方について検討を進めてきたところである。

2 等級格付を行う工種としての解体工事業の追加

県では、2年に1回、建設業者から申請を受けて等級格付に係る審査（定期年審査）を行っているが、建設業法の改正を踏まえ、平成 31・32 年度適用のものから次のとおり見直すこととする。

【見直し案（主な要件等）】

- ・ 等級格付を行う工種に「解体工事業」を追加
- ・ 解体工事業の許可を取得し経営事項審査を受けている者（とび・土工工事業の許可による経過措置の対象者を含む）のうち、①②の両方を満たす者が申請可能
 - ① 解体工事の年間平均完成工事高が 1 千万円以上
 - ② 1 級土木施工管理技士、2 級土木施工管理技士（土木）、1 級建築施工管理技士、2 級建築施工管理技士（建築又は躯体）又は解体工事施工技士のいずれかの資格を有する者が 3 名以上いる者であって、解体工事施工技士が 2 名以上いるもの
- ・ 他の工種と同様に、申請のあった者について審査・点数化し、上位の者について等級格付（A 級のみ）